

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案
令和2年(2020年)5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
札幌市土地区画整理事業施行規程(昭和35年条例第33号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表1に次のように加える。

札幌圏都市計画事業 篠路駅東口土地区画 整理事業	北 区 篠路3条7丁目及び篠路 4条7丁目の各一部	
--------------------------------	------------------------------	--

(2) 別表2に次のように加える。

札幌圏都市計画事業篠路駅 東口土地区画整理事業	札幌市篠路駅東口土地区画整 理審議会	10	2
----------------------------	-----------------------	----	---

附 則

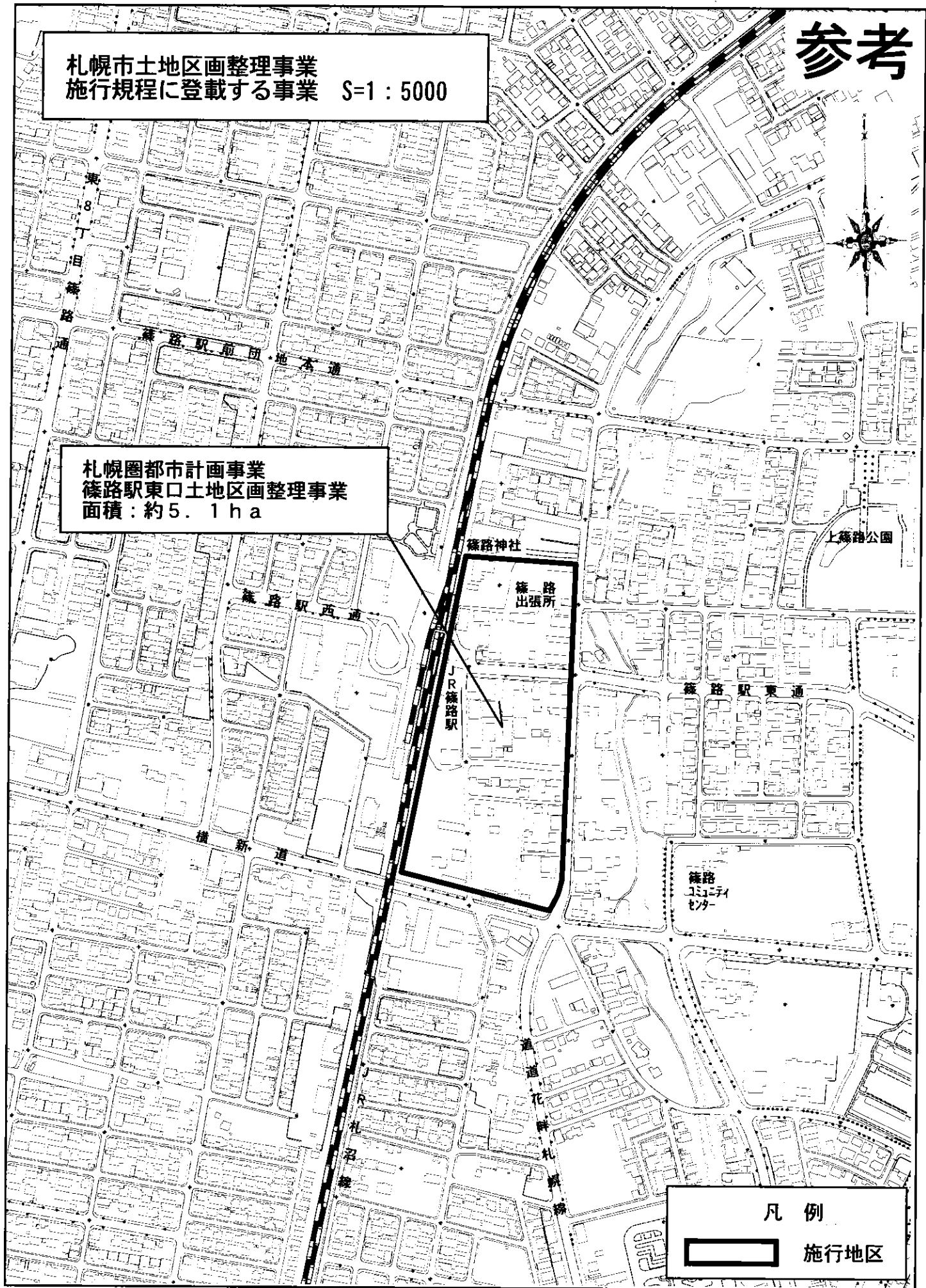
この条例は、札幌圏都市計画事業篠路駅東口土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。

(理 由)

新たに札幌圏都市計画事業篠路駅東口土地区画整理事業を施行するため、本案を提出する。

札幌市土地区画整理事業
施行規程に登載する事業 S=1:5000

札幌圏都市計画事業
篠路駅東口土地区画整理事業
面積：約5.1ha



凡例



施行地区